

電子媒体での提出可能な書類について

令和6年度までは技術職員の「資格等の証明書類」及び「講習受講「1」の確認書類」を電子媒体での提出を可としておりましたが、令和7年度から「常勤性の確認書類」についても電子媒体での提出を可能としました。該当の書類は以下となります。

【電子媒体で提出可能な書類】

◆常勤性の確認書類

- ・健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面
- ・住民税特別徴収税額を通知する書面
- ・厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届（写）※後期高齢者の場合※
- ・確定申告書（写）※役員の場合
- ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書※新規掲載者
- ・所属企業の雇用証明書※新規掲載者

◆資格等の証明書類

- ・検定もしくは試験の合格証等

◆講習受講「1」の確認書類

- ・監理技術者資格者証および講習修了証

【提出の仕方】

- ・電子媒体はCDまたはDVDとし、電子媒体の返却はいたしません。
- ・ファイル形式はPDFに限ります。
- ・技術職員名簿の通番順にデータ取り込みを行ってください。

【データの保存例】

 1頁～8頁.pdf

 9頁～16頁.pdf

 17頁～25頁.pdf

 26頁～31頁.pdf

 32頁～39頁.pdf

【注意事項】

- ・他のPCでもデータが確認できることをご確認ください。
- ・監理技術者資格者証や監理技術者講習修了証等、有効期限のある資格を証明する資料については、審査基準日時点での有効期限切れにご注意ください。
- ・電子媒体で提出された資料において講習受講「1」の要件を満たしていることが確認できない場合、職権で監理技術者名簿の講習受講欄を「2」に訂正します。
なお、講習受講「1」の要件については、別紙「講習受講「1」の要件について」でご確認ください。

【その他】

- ・技術職員が1,000人以下の会社について、電子媒体での提出を妨げるものではありません。
- ・電子媒体で提出する場合は、資格等を証明する資料を紙で提出する必要はありません。